

Title	ヴェトナム黎朝期貶資制度の変遷
Sub Title	The transition of relegation system in the Le period, Vietnam
Author	八尾, 隆生(Yao, Takao)
Publisher	慶應義塾大学言語文化研究所
Publication year	2021
Jtitle	慶應義塾大学言語文化研究所紀要 (Reports of the Keio Institute of Cultural and Linguistic Studies). No.52 (2021. 3) ,p.227- 242
JaLC DOI	10.14991/005.00000052-0227
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069467-00000052-0227

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ヴェトナム黎朝期貶資制度の変遷

八尾隆生

はじめに

筆者は最近、ヴェトナム黎朝の根本刑典である『國朝刑律』（以下、『刑律』）の校合本を公刊した。同書には冒頭に解題があり、同書の特徴を解説しているが、早くも書き直しが必要ではないかとさえ思えるほど、読めば読むほど未解決の問題が多い。量刑の一つである「貶資」もその一つである。

『刑律』の刑罰体系としては、唐・明律同様の五刑の他に「貶資」「罷職」「罰錢」などが存在する。しかもこれらは『刑律』研究の第一人者である片倉穰の著作「片倉 一九八七…第二篇第一章」にもあるように、五刑に対する補助刑ではな

く、正規の刑として多用された。ただ、『刑律』の量刑を体系的に扱った氏の著作にも「貶資」を専ら扱った記載がなく、管見の限り、それを扱った専論は、ヴェトナム本国や英仏語圏も含めて、山本達郎の論考「山本 一九八四」しか見当たらない。そこでまずは山本説の梗概を紹介した上でその是非を問い、自説の開陳を行いたい。

一 貶資、貶爵とは

まず山本「一九八四・七七六―七八〇」はヴェトナム本国や英仏語圏で通説となっている『刑律』は黎朝五代聖宗期に作成された」という説に疑義を唱え、その成立が黎初にまで遡ることを指摘する。そして、「貶資」が「貶爵資」の略

表一 二十四通資

上秩 (二四)	上階 (二三)	上職 (二二)	上班 (二一)	上序 (二〇)	上制 (一九)	上選 (一八)	上列 (一七)
正一品	従二品	正三品	従三品	正四品	従四品	正五品	従五品
中秩 (一六)	中階 (一五)	中職 (一四)	中班 (一三)	中序 (一二)	中制 (一一)	中選 (一〇)	中列 (九)
正六品	従六品	正七品	従七品	正八品	従八品	正九品	従九品
下秩 (八)	下階 (七)	下職 (六)	下班 (五)	下序 (四)	下制 (三)	下選 (二)	下列 (一)

称であり、おそらく黎朝以前の陳朝期から存在した、民を含んだ「爵制」をもとにした支配体制をもとに、「貶爵資（爵位を貶す）」という量刑を『刑律』に組み込んだと理解する。そしてこの爵制度は聖宗期に「二十四通資」制として整備された。⁽¹⁾この通資制度は洪徳二年の官制

改革に伴って成立したもので、官品に対応したものとなっている。⁽²⁾

さてここで問題になるのがこの通資制度が成立した後、「資」を持たない一般民が「貶資」となった場合、どのような代替措置がとられるのかということである。

山本はこの二十四通資の下に、民用の「爵資」があったと理解する。しかし氏の理解にはそれを裏付ける資料は存在しない。筆者は、山本や片倉が、『刑律』が黎初から存在していたことをいくつか史料を挙げて指摘しているにもかかわらず、聖宗期に官制改革で多くの官職や行政区画が変更となり、それが同書に反映されていないことにさしたる疑問を呈さず、同書が聖宗の後も実効性があることを前提に論を進めていることが疑問でならない。そこで次章以下では「爵資」をめぐってどのような扱いがなされたのかを、残された年代記『大越史記全書』（以下『全書』）などから抽出して山本説の是非を再検討する。

二 貶資制度の変遷

二―一 李陳胡朝期（二―一世紀～一五世紀）

李陳期の大越ヴェトナムはまだまだ官僚制度が未成熟であったことは、桜井由躬雄「一九八〇a・一九八〇a・一九八七・一九八九」や桃木至朗「二〇一一」の詳細な研究がある。また実職と爵が未分離ゆえ、一般人も含めた貶爵、賞爵制度が人心掌握に有効であったのであろう。ただ李朝時代には誰かを貶して降職もしくは罷免させる記載は三例ほどみら⁽⁴⁾

れるが「貶資」「貶爵」記載は見られない。

次の陳朝期に入ると、目につくのが「貶資」ではなく「賞資」の記載である。例えば『全書』五 紹隆五年（一二六二）春二月の条では、上皇が故郷である即墨に行幸した際、郷老六十歳以上に爵二資、婦人には絹二疋を賜ったとある。条文の続きでは以降、この即墨郷は天長府、行宮も重光宮と改称され、以後、皇帝が退位するとこの宮に居住することが常となったという。⁽³⁾この賜与はいわばその挨拶がわりというところであろうか。また『同書』六 興隆十二年（一二三〇四）三月、試天下士人の条では科挙の三魁に「充二資」としたとあり、これは二資加えたという意味ではなく、黎聖宗期の通資に近い「第二資」を与えたと理解するのが正しいであろう。⁽⁶⁾それ以外にも、『同書』六 大慶三年（一二三六）冬十一月末の条では、故事として元に使者として行つて回つてきた者のうち、正使には爵二資、頭行人以下にはそれぞれ一資が与えられることとなつていたとある。⁽⁷⁾

これに対して「貶資」に近いものとしては『同書』六 興隆八年（一二三〇〇）五月十六日の条に、すべての朝班文武官で「批」字を被つた者で、軍將の部下（帳下）の印の無い者は貶一資とするという詔が出た、とあるが、⁽⁸⁾それ以外に同様のものは一例しか見いだせない。⁽⁹⁾

胡朝期に入っても状況は同様で、明との関係悪化により人心を掌握したためか、『同書』八 開大三年（一二四〇四）九月末の条には、胡季犛が七〇歳になった恩典として、諸路父老七〇歳以上に爵一資、婦人に鈔、京城では爵と醢を賜つたとの陳朝同様の記載が見られる。⁽¹⁰⁾またこの胡氏の時代に初めて「貶資」の記載が現れる。『同書』八 開大四年（一二四〇五）六月の条に「報天塔頂落。東都安撫使黎凱不報、貶一資。」とあるのがそれで、それ以外に同様の記事はなく、「貶資」を刑罰体系に本格的に組み込んだのはやはり黎朝ということになろう。

二―二 黎朝初期（国初より聖宗即位まで）

この時期は『刑律』が發布された時期にあたり、律文に呼応するかのよう、「**貶〇資**」や「**以貶論**」といった記載が非常に増える一方で、賞資の記事は減る。⁽¹⁾ 開国間もない順天元年には早くも、

旨揮自詔書出日以後、凡軍民詔書内年號・國號・都號違者、以杖・貶論。其實賣・交易・借貸文書・契券、不依詔書内者、不用。（『全書』一〇 順天元年（一四二八）四月十七日の条）

と新生王朝の成立に合わせて、詔書の出た後は年号・国号・都号を誤った者は「杖」・「貶」で裁かれること、買売・交易・借貸の文書や契券も詔書の年号・国号・都号を使用せねばならないとしている。

こうした『刑律』に連動した法令や、同書に従った判決の記事が他出する一方、職を減じたり免じたりする際に「**貶**」は用いられず、「**降**」・「**罷**」が用いられるようになる。

例えば二代太宗の時代、外国商貨を不正に扱ったとして安邦路総管阮宗徐・同総管黎遙らが処分を受けている。

安邦路總管阮宗徐・同總管黎遙、貶三資・罷職。本朝禁臣民不得私販外國商貨。時有爪哇舶至雲屯鎮、宗徐等當檢錄舶貨正數、前已將原數供報、後復隱詐、改換其狀、而私販九百餘緡、自與黎遙各占百緡。事發、故罪之。（『全書』一

一 紹平二年（一四三五）九月十六日～冬十月の条）

『刑律』第六一六條（雜律章 第六四條）⁽²⁾では化外の商舶が（安邦路所属の）雲屯庄にやってきて販売行為を行う際、察海使が荷物改めを行う規定になっているが、安邦路総管阮宗徐と同総管の黎遙等は舶貨の正しい額をごまかし、私的売

買を行ったため、貶三資の上、罷職となっている。山本が述べるように、貶資となったからといって即降職・罷職となるわけではなく（この場合は両方の罪が科されているが）、実職と爵の区別が明確となっている。

もう一つ例をあげると、『全書』一一 三代仁宗の大和七年（一四四九）五月～秋七月の条には

斬親隨正監黎仁立等於西市。仁立少尉黎蘭之子、與京城人阮壽域等聚眾賭博偷盜、恐其黨泄、使人就其家誘來殺之。事發下獄、皆斬之。貶蘭二資、以不能教子故也。

とある。黎朝初期は建国に功績のあった功臣が権勢を誇ったが、それでもまれにこうした厳正な処罰が行われた。権臣黎蘭の子である黎仁立が京城内で衆を聚めて賭博・偷盜行為（やはり『刑律』で禁じられている）を行い、それが表に出ることを恐れて遊び仲間を口封じのために殺害し、それが露見して斬刑となり、蘭も教育不足の罪で貶二資となった事件である。この場合、蘭の実職がどうなったかは明らかではないが、後述のごとく、贖罪が行われたのであろう。また民に対する貶資を規定した条文も『刑律』には多く見られることから、やはり陳朝期からの民爵の存在をもとに、こうした貶資が行われたことは間違いないだろう。同書に現れる条文を「主に官（獄掾や社長などを含む）を刑罰対象にした条文」と「一般民も刑罰対象と考えられる条文」に分けると表二のごとくとなる。

表二 『刑律』貶資条文の分類

		対象が有官者である条文
86	50	
87	53	
88	57	
92	58	
94	62	
95	65	
96	66	
97	71	
98	72	
100	73	
102	75	
104	76	
105	81	
107	82	
110	85	
		対象が一般民を含む可能性のある条文
137	51	
139	69	
142	77	
144	78	
145	79	
149	89	
187	90	
188	91	
190	99	
191	188	
198	128	
201	130	
210	131	
220	133	
238	134	

官吏の懲罰刑としてだけでなく、一般民にも貶資が行われたことはこの表で明らかであろう。

697	663	623	568	520	359	325	282	241	219	185	168	147	111
698	665	625	569	522	367	326	283	242	221	186	169	148	112
699	669	628	571	524	369	327	288	244	222	192	170	150	113
700	671	632	572	525	370	329	294	253	223	193	171	151	116
701	673	633	576	528	371	330	295	254	225	194	172	153	119
702	676	634	577	531	414	331	296	257	226	195	173	154	120
703	679	637	594	548	431	332	297	260	227	197	174	155	121
704	680	641	595	552	451	335	298	263	228	199	176	157	122
713	683	645	607	559	452	336	299	266	229	200	177	158	123
717	684	646	611	561	458	337	300	267	231	202	178	162	125
718	688	650	613	562	462	338	301	271	232	207	179	163	126
719	689	651	618	563	464	341	302	274	236	215	181	164	127
	690	655	619	565	472	342	307	276	237	216	182	165	129
	694	657	620	566	473	347	316	280	239	217	183	166	135
	695	659	622	567	474	349	323	281	240	218	184	167	138

	696	621	586	533	476	405	360	318	262
		629	587	534	477	413	365	320	265
		631	588	536	478	422	372	333	268
		635	589	538	487	425	374	340	285
		642	593	542	490	433	375	343	289
		644	599	543	492	436	376	344	290
		647	600	560	493	443	377	345	291
		649	601	570	502	445	378	350	303
		658	602	573	504	446	379	351	308
		661	603	578	507	450	380	353	309
		672	606	579	509	456	382	354	310
		675	609	581	510	457	383	355	311
		678	614	583	511	460	384	356	312
		681	615	594	514	465	385	357	314
		686	616	586	530	466	386	358	317

二二三 黎聖宗期

『刑律』に即した記載にあふれていた聖宗期より以前の『全書』であるが、聖宗期に入り、明律を範としたとした法令が多く出されるようになると、『刑律』条文と齟齬をきたす史料が現れはしめる。

まず光順年間（元年～一〇年）の「貶資」の記載が二つの例外を除いて消える。一つは『全書』一二 光順五年（一四六四）秋七月の条に

貶兵部左侍郎阮廷美。帝諭之曰、「器尚惟新、人當求舊、耆老儒臣、若爾之輩、尚幾人哉、而爾之犯、亦後吳士連・阮善之犯矣。法司持平、律當降・罷、我便憐才、更命貶之。（後略）」

とあるもので、聖宗の不興をかった兵部左侍郎阮廷美が律に按じて降職・罷職が妥当なところ、聖宗からその才を惜しまれ、「貶」に減刑されたというものである。これも「貶刑」が「降職・罷職」より軽い刑であることが示している。今ひとつは『同書』一二 光順六年（一四六五）十一月末の五道諸衛軍及府鎮各軍總管知等への通達の条の最後に、「若某官不能用心教戒、練習士卒、敢有雜擾、以貶・罷論。」と、最後に懲罰付きで兵士の訓練を指示したものである。

この変化を理解するためには一で示した二十四通資制を再考する必要がある。筆者は二十四通資制の最下位は従九品で、その下に民爵があつたとする山本には賛成できないとした。明儒の影響を強く受けた聖宗は、官と民の区別を強く求めたと考えるからである。では「資」を持たない一般民はどう刑に服したのであろうか。

『刑律』名例章には「贖罪」の制度が規定されている。

『同書』第一四條（名例章 第一四條）

諸官員・軍・民犯罪、係疏誤・過失者、流罪以下贖。其無官犯罪、有官「謂六品以上。」事發、卑官犯罪、遷官事發、在官犯罪、去官事發、聽減一等。其犯十惡及姦貪・詐僞者、竝【不】¹³用此律。

『同書』第二二條（名例章 第二二條）

諸贖貶・當貶錢、每一資【下】¹⁴。一品一百貫、二品七十五貫、三品五十貫、四品三十貫、五品二十五貫、六品・七品二十貫、八品・九品十五貫、民丁・私奴十貫。（以下略）

上引二条によれば、民の場合、犯した罪が「疏誤・過失」によるもので、流罪以下であれば贖罪が許される。しかも二条にある既定額十貫より「一等を減」じられ、おそらく五貫となる¹⁵。ただ明律の贖罪制度が「真犯死罪以外のすべて」に適用されるのと異なり、「十惡及び姦貪・詐僞」など「故意」の場合は贖罪の対象外となる。しかしそもそも庶民が十惡を犯すとは考えにくく、姦通などの罪は「貶資」などの軽い罪では済まないため、結果「貶資」刑を受けた場合は贖罪で済ませたと考えるのが妥当であろう¹⁶。『刑律』成立段階では民爵のあったことは疑いないが、聖宗期に『同書』に付け加えられたと考えられる「増補香火令」と「増補參酌校定香火」には「貶資」は一例も存在しないのである。

洪徳時代に入っても「降・罷」記事の頻出に比べ、「貶資」記事は激減する。しかも民を対象としたものとはとくに少ない¹⁷。ただ『全書』のほかにも聖宗期以降は明律に対する「条例」にあたる条文がいくつか残されており、それらの「貶資」記載と『刑律』そのものの「貶資」記載をチェックする必要はあろう。表三は八尾「二〇二〇…附録」にある聖宗期の条文を含む書の条文中、「貶」刑のあるものを抽出し、「刑罰対象が有官者である条文」と「刑罰対象が一般民を含む可能性のある条文」に分類したものである。

対象が一般民を含む可能性のある条文

なし

— 236 —

であるが、上述の贖罪制度の存在と前稿「八尾 二〇二〇…三七・四〇」で示した、聖宗の『刑律』全面的改定策が結局は実施されないまま終わってしまったことが、こうした一貫性のない結果を生んだと考える。

三 貶資制度の形骸化

三― 黎朝の一時断絶まで

聖宗没後、次帝の憲宗までは黎朝も安定を保っていたが、その後は帝位継承争いに絡んで抬頭した権臣が加わって混乱期に入り、聖宗の没後わずか三〇年で黎朝は莫氏により篡奪されてしまう。その時期の『全書』記述は戦乱やそれからの復興記事が多くを占め、刑罰に関わる記事自体が激減し、「貶資」記事は見当たらない。⁽¹⁸⁾ そもそも官制は形骸化し、郡公などの爵位が内戦の功績により乱発されたため、貶資制度も意味を失ったのであろう。

この内戦で勝利して新王朝を樹立したのが莫氏であるが、当然、年代記には「貶資」記事は見られず、貶職の記事が一例⁽¹⁹⁾みえるだけである。

三― 黎朝後期

莫朝が成立の後、鄭氏を中心とした黎朝旧臣が抗戦を続け、一五九一年には黎朝軍が京師奪回を果たす。黎朝は復活す

るがその実権は王府開設を許された鄭氏の手にあり、黎朝の官爵すら鄭氏の治下では一種の「散官」と化す〔上田 二〇一九・第一章・第三章〕。よって「貶資」制度は復活することなく、『全書』では貶資に関する記載は一部の例外を除いて見られなくなり、「貶職」が一般的になってしまった。黎朝後期には同書には五〇を超える「貶職」記事が見られ、「貶一資」などに代わって「貶職一次」などという記載も現れる。⁽²⁰⁾ そればかりか、『同書』續編二 永盛三年（一七〇七）二月の条には

申定内外官考課法。準例、三考竝上、陞職二次。二上一中、陞職一次、竝加賞錢五十緡。初年上考、次年中考、後年下考、平調衙任。二中一下、貶職一次。二下一中、貶職二次。三年内、具上中下考、用相準法。

とあり、三回の考課で二回「中考」一回「下考」の場合は貶職一次、二回「下考」一回「中考」の場合は貶職二次と、刑罰ばかりではなく、官吏の勤務評定にまで組み込まれていることがわかる。前稿で述べた如く、徒刑に年限を課すなど、『刑律』の刑罰体系とは異なつた条例が聖宗期から既に出されていたことを勘案すると、「貶資」も聖宗期以降、形骸化していったと考えるのが妥当であろう。⁽²¹⁾

おわりに

貶資に関する記述を年代的に追ってきたが、山本が『刑律』は黎朝一代を通じて有効な法典であつたと理解していることに無理があるのは明らかであろう。片倉も同様で、同書に対する文献的研究は行っているものの、各条文がどれほど、あるいはどの時期まで有効であつたかという視点は乏しい。これにはやはり日本におけるヴェトナム史研究の動向が大き

く影響しているのではなからうか。

戦後、日本や欧米の学界では「東南アジア諸国、諸民族の『自律性』」を評価する傾向が非常に高かった。東南アジア新興国側も自らの存在意義を確かめるため、少々ナショナリスティックな歴史叙述を行ってきた。『刑律』も唐律・明律の影響を大きく受けながらヴェトナム独自の風俗・慣習が反映されているとヴェトナム人研究者も高く評価してきたし、その傾向は今も変わらない。よって、筆者のように同書の形骸化という指摘は受け入れられないのであろう。しかし同書は明律とは違い、「祖宗が定めた不変の律」でないことは明らかである。他の法令書と比較しつつ、同書の有効性と限界を、これからも解明する必要がある。

注

- (1) 『全書』一二 洪徳二年九月二十六日の条「校定皇朝官制。(中略)其通資、上秩二十四資、至下列一資、凡十九通^マ。」
- (2) 第十九資「上制」より上には後世の書であるが『黎朝会典』に「其文預郡公爵者上秩、侯上階、伯上職、子上序、男上制。武預郡公爵者上秩、侍内監預郡公爵者亦上秩、侯上職、伯上班、餘者隨品。」とあることから、文・武・侍内監の五等爵、公侯伯子男が配当されていたことが窺える「山本 一九八四・七八八―七八九頁」。
- (3) 例えば片倉「一九八七・一二二」など。
- (4) 『全書』三 会祥大慶九年(一一一八)夏五月、『同書』三 戊申天順元年(一一二八)二月乙卯、『同書』三 天彰宝嗣四年(一一三六)秋九月の各条。また別の年代記『大越史略』三 惠宗建嘉七年(一二二七)夏四月「仲夏の条には反乱軍の鎮圧に失敗した范恩なる將軍を貶して降職させた例が一つだけある。」
- (5) 上皇御即墨行宮。大輔郷老自六十歳以上、各賜爵二資、婦人絹二疋。改即墨郷爲天長府、宮曰重光宮。又別構嗣君來朝所御之宮、曰重華宮。又建佛寺于重光之西、曰普明寺。是後諸帝遜位、皆御是宮、因置兩宮色役、以備供奉、又置留守官掌之。
- (6) 試天下士人。賜狀元莫挺之太學生火勇首、充内書家。榜眼裴慕祇候簿書帽衫、充内令書家。探花郎張放校書權冕、充一資。

(7) (阮) 柄上皇近臣、爲人清介。往年爲頭行人使元回、不買一物。上皇嘉獎、特賜二資。故事凡使元回、賜爵各二資、頭行人以下各一。柄以清介、故得二資。

(8) 詔凡朝班文武皆有批字、而無帳下印者、減一資。擊賊之功不減、蓋驗失印時所賜帖。

(9) もう一例は陳朝末期の胡季犛主導の限田例の中にみられる。一般民の田土所由を一〇畝に制限し、超えた者には贖罪を許すが貶黜となる場合もあるという布告である。『全書』八 光泰十年(一二九七)六月、詔限名田。大王・長公主田無限、以至庶民田十畝。多者、許從便得贖罪、貶・黜亦如之。餘者上進入官。初、宗室諸家每令私奴婢於瀕海地築堤堰障鹹水、二・三年後、開墾成熟、互相嫁取居之、多立私庄田土、故有是命。

(10) 他に賜爵の例が、『全書』八 開大二年(二四〇三)春二月の条、『同書』八 開大四年夏四月の条にみられる。

(11) 管見の限り、黎朝前期の「賞資」記載は、開国功臣鄭可の子である鄭公旦神道碑に「賞通資四級」とあるのみである。「八尾」二〇一・三四・三七」。

(12) 諸化外商舶、就雲屯庄販賣、而察海使私出海外關頭、預行檢對者、貶一資。即商舶願住冬者、聽庄主具狀告安撫司爲憑、方得居住。私停止者、貶二資・罰錢二百貫。賞告者三分之一。若停止帳籍之外、不足年律客人者、貶一資・罰錢五十貫。賞告者如之。

(13) 文意により八尾「二〇二〇・原文」で補った。

(14) 注(9)と同様。

(15) この五貫が当時の民にとつてどれくらいの負担であつたかは明らかではない。八尾「二〇一二・七九・八三」で紹介したハノイ西方陀陽府の一五世紀後半―一六世紀の土地売買文書中、銅錢で売買された案件は五件で、対価はそれぞれ二〇、一〇、三、三〇、二・五貫であつた。一般民にとつて五貫は大金だが対処可能な額であつたのだろう。

(16) 片倉「一九八五・三六三・三六四」も黎朝期において民、特に女性に賞爵した例が二例しかないことを指摘している。

(17) 例外として、『全書』一三 洪德十二年(二四八二)春正月十九日の条に
都給事中武夢康上書言事、其略有四、「一、侵占人田土、及伐標拔碣、擅立界限者、應杖・貶、若剗削田畔、止論罰錢。一、斬伐園墓竹木者、應杖・貶、若耕破古人墳墓、竝以流論。(以下略)」
とあるが、二条目は『刑律』第三五八條(田產章 第一七條)

諸伐人墓園竹木者、貶一資、追償謝錢十貫。侵墓界者、罪如之、償其所侵。貴者、論加。
を一部再布告したものであらう。

(18) 一件、貶資ではなく貶職の記事がある。聖宗の子である憲宗没後、肅宗擁立に貢献した禮部尚書覃文礼や御史台都御史阮光弼等が、肅宗の死後即位した威穆帝に恨まれ、広南承宣使に貶された挙句、赴任の途中で暗殺された。(『全書』一四 端慶元年(一二五〇)五) 六月初五日の条

(19) 莫登庸が黎朝の旧臣を肅正した際、昭宗に従った阮茂が処刑されずに減刑され、宣光承政使に貶された。(『全書』一五 恭帝統元四年(一二二五)十二月十七日～末の条)

(20) 黎朝側がまだ京師を奪回する前、世郡公吳景祐が軍紀違反により「貶二資」の処罰を受けている。(『全書』一七 光興七年(一五八四)正月の条)。逆に官員や功臣の子孫に向けた「賜資」の記事が『同書』一七 光興二十二年(一五九九)八月二十四日にみられる。

(21) 「貶資」なのか「貶職」なのか文意ではわからないものが八例ある。『全書』一八 永壽三年(一二六〇)五月の条、『同書』一九 景治三年(一二六五)春三月の条、『同書』一九 陽德二年(一二七三)九月～冬十一月の条、『同書』續編一 正和十七年(二六九六)冬十一月の条、『同書』續編二 保泰二年(一二七二)八月の条、『同書』續編五 景興三十二年(一二七二)十一月の条、『同書』續編五 景興三十八年(一二七七)春二月～末の条、『同書』續編五 昭統二年(一二七八)十二月の条。

(22) 『全書』續編一 正和四年(二六八三)初～夏六月の条、『同書』續編一 正和十七年(二六九六)八月の条、『同書』續編二 永盛三年(二七〇七)二月の条など。

(23) 一例だけ、理解に苦しむ条文がある。『全書』續編五 景興二十六年(二七六五)八月～冬十月の条に、

貶考官阮廷琦等。時、二司考閱士人、多徇意取捨。廷琦爲山西參政、與憲使阮宗埵・海陽署參政潘銳竝坐貶職。海陽署憲使阮令賓以給事末品、貶四資、竝收通經外錢入官。(下略)

とあるのがそれである。科挙に関わる不正により考官らが貶職になったのであるが、海陽署憲使阮令賓は給事の末品ということと、貶職ではなく「貶四資」の処分を受けたというものである。官品が低い(末品)ため、貶職にすると罷職と同じ事態になることを避けるために「貶四資」という措置が取られたと考えられるが、結局は贖罪で済まされたのであろう。しかし前稿「八尾 二〇二〇・二四・二五」でも論じたように、『刑律』は黎朝後期には官版さえ出されず、根本法典の地位を喪失していたが、それでも民間では民間版が存在しており、採め事の際などには依拠する法典の一つであり続けたのかもしれない。

〈文献目録〉

上田 新也、二〇一九、『近世ベトナムの政治と社会』大阪大学出版会

片倉 穰、一九八五、『書評・山本達郎「国朝刑律にみえる貶爵」』（『律令制の諸問題』所収）同「『国朝刑律』の版本と写本」（『東南アジア—歴史と文化—』一三）

ア—歴史と文化— 一三

片倉 穰、一九八七、『ベトナム前近代法の基礎的研究—『国朝刑律』とその周辺』風間書房

桃木 至朗、二〇一一、『中世大越国家の成立と変容』大阪大学出版会

桜井 由躬雄、一九八〇a、「一〇世紀紅河デルタ開拓試論」『東南アジア研究』一七（四）

桜井 由躬雄、一九八〇b、「李朝期（一〇一〇—一二二五）紅河デルタ開拓試論—デルタ開拓における農学的適応の終末」『東南アジア研究』一八（二）

桜井 由躬雄、一九八七、『ベトナム紅河デルタの開拓史』渡部 忠世（責任編集）『稲のアジア史』二、小学館

桜井 由躬雄、一九八九、「陳朝期紅河デルタ開拓試論—西沱濫原の開拓」『東南アジア研究』二七（三）

八尾 隆生、二〇〇一、「黎朝碑文集Ⅱ—黎朝開国功臣関連碑文—」『広島東洋史学報』六

八尾 隆生、二〇一二、「ヴェトナム黎朝前期田地売買等関連文書」『広島東洋史学報』一七

八尾 隆生（編）、二〇二〇、『大越黎朝 国朝刑律』汲古書院

山本 達郎、一九八四、『国朝刑律にみえる貶爵』瀧川博士米寿記念会編『律令制の諸問題—瀧川政次郎博士米寿記念論集—』汲古書院